

【令和5年度 名護市民間提案制度に関する説明会 資料】

公表テーマ①  
罹災証明交付業務に係る包括連携協定について

令和5年5月19日(金)  
名護市市民部税務課

# 1. 背景

## (1) 名護市の災害時における罹災証明書の交付体制について

近年、全国各地で地震、豪雨災害などが頻発しており、大規模災害はいつ、どこで発生してもおかしくなく、本市においても例外ではありません。

災害発生時に、被災者を救済するには、税の減免などが必要となりますが、その際にポイントとなるのが、罹災証明書の迅速な交付などの初動対応になります。

そして、これらの対応をスムーズに行うためには、平時から体制を整えておくことが重要となりますが、本市地域防災計画に記載されている想定地震・津波被害予測（資料p2）において、最大規模の地震が起こった場合、目安とされる1か月以内での罹災証明書交付は現体制では処理できない事が想定（資料p3）され、また、罹災証明書交付に係る審査にあたっては『災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府防災担当）』等により被害認定を行う人員及びノウハウが不足しているのが現状であり、有事の際には機能しないことが想定されます。

## (2) 国の動向

国は、東日本大震災に際し、罹災証明書の交付に長期間を要し、結果として被災者支援の実施そのものに遅れが生じた事例も少なくなかったことを踏まえ、市町村長の義務として、被災者から申請があったときは罹災証明書を遅滞なく交付することが、平成25年6月の改正により災害対策基本法（法第90条の2）に位置付けられました。



上記の状況を踏まえ、本市の災害時における罹災証明書の交付体制整備に向けて、民間事業者と包括連携協定を行うことにより諸課題を解決したい。

## 2. 名護市地域防災計画における罹災証明関係（必要想定日数等の算出）

想定地震による本市の地震・津波被害量予測一覧

		想定地震	沖縄本島 南部スラブ 内地震	沖縄本島 南東沖 地震	沖縄本島 東方沖 地震	久米島 北方沖 地震	沖縄本島 北西沖 地震	沖縄本島 南東沖地震 3連動	沖縄本島 北部スラブ 内地震
建物被害	全壊[棟]	地震	609	384	427	272	235	1,044	1,416
		津波	0	1,041	1,386	5,130	598	4,461	0
	半壊[棟]	地震	1,885	1,040	1,142	403	504	1,923	3,449
		津波	0	42	1,651	1,675	3,391	2,370	0
全壊・半壊合計		①	2,494棟	2,507棟	4,606棟	7,480棟	4,728棟	9,798棟	4,865棟
合計調査時間 = ① × 半壊1軒当たりの調査時間(1.5H)		②	3,741時間	3,761時間	6,909時間	11,220時間	7,092時間	14,697時間	7,298時間
日数換算 = ② / 7.75		③	483日	485日	891日	1,448日	915日	1,896日	942日

■参考1 1月で調査を完了させる場合 ⇒必要人員数

1月で完了させるために1日で処理しなければならない件数=③/25 (※)	④	19件	19件	36件	58件	37件	76件	38件
必要班数=④/3	⑤	7班	7班	12班	20班	13班	26班	13班
毎日必要とする人員=⑤×3 (人)	⑥	21人	21人	36人	60人	39人	78人	39人

※週1日しか休まない(25日稼働計算)

※調査班のみの人員

■参考1-2 1月で調査を完了させる場合 ⇒必要人員数

1月で完了させるために1日で処理しなければならない件数=③/21 (※)	④	23件	23件	42件	69件	44件	90件	45件
必要班数=④/3	⑤	8班	8班	15班	23班	15班	31班	15班
毎日必要とする人員=⑤×3 (人)	⑥	24人	24人	45人	69人	45人	93人	45人

■参考2 1日当たり3班体制で処理するとした場合 ⇒調査完了までに要する日数(月数)

調査完了までに要する日数③/3(班)	⑦	161日	162日	297日	483日	305日	632日	314日
(参考)月数換算 月25日換算(週6日出勤)	⑧	6月	6月	12月	19月	12月	25月	13月
(参考)月数換算 月21日換算(平日出勤)	⑧	8月	8月	14月	23月	15月	30月	15月

※3班とした理由：被害調査に当たっては『災害に係る住家の被害認定基準運用指針』により行うこととなるが、技術の習得が必要となるため、単なる応援では処理ができないと考えた。そのため、現状では家屋担当や建築班の職員を主とするしかなく、3班程度しかできないのではないかと考えた。

### 3. 罹災証明書等交付業務における民間団体と連携・協力体制構築

罹災証明書は、被災者支援を行う上で要となる書類であり、大規模災害時に遅滞なく交付（※発災から1か月以内）する体制を平時から整えるため、協定を締結し、以下の事項についてご提案頂きたいと考えております。

- (1) 『災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府防災担当）』等による災害家屋の認定方法を市職員が習得するための教育支援
- (2) 災害時における認定業務への実務支援

## 【参考】他自治体の例

### ○香川県 A 市

締 結 先：損害保険会社

協定内容：災害発生時のデータ共有、損害保険会社が独自で行うドローン等による画像の提供、  
今後検討）保険加入者に対する罹災証明書申請サポート

浸水害（水害）の場合の自治体評価と損保評価

項目	自治体 (内閣府被害認定運用指針)	損害保険会社 (火災保険損害認定)
対象物件	木造・プレハブ、戸建て、1～2階建て住家	木造・鉄骨造・RC建物
判定内容	<p>■浸水深により、以下の基準で被害判定を行う</p> <p>①住家流出または床上1.8m以上の浸水 ⇒全壊（損壊割合50%以上）</p> <p>②床上1m以上1.8m未満の浸水 ⇒大規模半壊（損害割合40%以上50%未満）</p> <p>③床上0.5m以上1m未満の浸水 ⇒中規模半壊（損害割合30%以上40%未満）</p> <p>④床上0.5m未満の浸水 ⇒半壊（損害割合20%以上30%未満）</p> <p>⑤床下浸水 ⇒一部損壊（損害割合10%未満）</p>	<p>■物件種別ごとの「水災損率早見表」をベースに存立判定を行う</p> <p>※「木造2階建」「1・2階面積比率＝6：4」の場合</p> <p>①2階床上5cm損害率85% ⇒左記①に該当</p> <p>②1階床上170cmは損害率60% ⇒左記②に該当</p> <p>③1階床上70cmは損害率40% ⇒左記③に該当</p> <p>④1階床上20cmは損害率20% ⇒左記④に該当</p> <p>※損害率はいずれも概算値となる</p>

出典：〔税・2022年11月号〕